

号外 Community

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ

eメール <http://p.tl/h76y>

NHK★監激コム HP <http://p.tl/LocP>

入会申し込みフォーム <http://p.tl/FCY1>

↑↑ 年会費 1000 円です。

初井会長、百田/長谷川両経営委員の辞任/罷免要求

会員のみなさま

ニューズレター号外をお届けします。2012年6月に24号が発行されてから1年以上たってしまいました。この間、インターネットをされない方々には当会の活動が全く届かない事態を続けることになってしまい、まことに申しわけありませんでした。今回の号外はインターネットをお使いの方へもお送りしますので、もしアドレスが変わっていて最近メーリングリストを通じた当会のニュースが届いていない方はご面倒でも**メールアドレスを送信してください**。アドレスの変更を登録します。

ご承知のことと存じますが、いま、NHKをめぐって安倍政権の支配が強まり、その暴走政治をNHKが支える構造が作られつつあります。

(憲法改定を待たずに集団的自衛権の容認を閣議決定するなど)

12月に安倍首相の「お友達」4人が経営委員に任命され、放送法をわきまえない人物・初井勝人氏がNHKのトップに選出されたことから、NHKは大混迷に陥っています。夜7時9時のニュースにおける「政府広報機関化」は目を覆いたくなる状態になっています。

「ニュース現場の萎縮」が始まっていると思わざるを得ません。

なお、当会には「受信料不払いをしたい」という意見が多く寄せられています。当会の運営委員会としては、「**不払いではなく凍結を!**」をお勧めします。「凍結」とは、とりあえず「銀行引き落としを停止し」、初井会長と2人の経営委員が辞めるまで、「手元に受信料を保管する」ということです。そのさい、是非、NHKにその旨を通告してください。そして、3人の「罷免」が実現したら、さかのぼって支払う。

ここで最近当会が行った各種「申し入れ」・「呼びかけ」の標題だけを列挙します。本文は25号に掲載を予定します。

- 2013年11月1日 衆議院議長・同総務委員会委員・参議院議長・同総務委員会委員あて「側近を大量にNHK経営委員会に送り込む安倍首相の専断的手法を許さないために同意人事の否決を！」
- 11月15日 NHK松本正之会長あて「特定秘密保護法案に対する意見書提出のお願い」
- 2014年1月27日 NHK会長あて「会長職の自主的辞任を求める申し入れ」
- 同上 NHK経営委員会あて「初井NHK会長の解任を求める申し入れ」(3ページ参照)
- 2月6日 NHK経営委員会あて「改めて初井NHK会長の罷免を求める申し入れ(回答要望付き)」

就任会見で「従軍慰安婦はどの国にもあった」などの暴言・妄言を吐いて以降、国会に12回も呼び出されて質問を受けた初井氏ですが、3月6日の記者会見では「居座り宣言」をしました。安倍政権を後ろ盾に「虚勢」を張っているものと思われます。これから始まる国会での「NHK予算」をめぐる質疑は彼らの行状の追及にとっても重要な機会となります。

当会は、さる2月28日から、放送を語る会、日本ジャーナリスト会議、「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクションセンター(VAWW RAC)および関西の3つの市民運動団体と共同で「**初井勝人NHK会長、百田尚樹、長谷川三千子両NHK経営委員の罷免を求める署名運動**」を開始しました。このニュースの号外に**署名用紙を同封**しますので、早急に集めて頂きたくお願い致します。なお、インターネットを活用される方は、当会のホームページ <http://bit.ly/1fc0Iyp> の中にある「ネット署名のサイト→<http://chn.ge/1eySG24>」をクリックして頂くと「ネット署名」による署名を利用できます。会員の方はなるべく「紙」の署名をご利用頂き、下記に郵送して頂くと幸いです。ネット署名を離れたところのご友人・知人に広げて頂く場合に拡散して頂ければいっそう幸いです。署名は「紙」と「ネット」のどちらか一つをお選びください。 ✓

- 同上 初井NHK会長/石田研一放送総局長あて「最近のNHKの放送番組に関する質問書」
- 2月21日 内閣総理大臣・安倍晋三氏あて「百田尚樹氏、長谷川三千子氏をNHK経営委員から罷免するよう求める申し入れ」(当会を含む4団体共同、2ページ参照)

なお、2011年12月NHKが放送した「追跡! 真相ファイル『低線量被ばく 揺らぐ国際基準』」についてはその「紙上再現」を24号に掲載しましたが、それを読んでくださった分子生物学者の宗川吉汪さん(京都工繊大名誉教授)からすでに貴重な意見「2011年12月28日放映の『低線量被ばく 揺らぐ国際基準』に対する『112人』の抗議について」をお寄せ頂いています(12年7月)。

また、会員の大柴せつ子さんから12年8月に「ETV特集『ルポ・原発労働者』」を視聴して」という原稿を頂いています。掲載が遅れてしまっていることをお詫びするとともに25号に掲載させて頂くことをお約束します。

年会費について

2013年度はニュース発行が十分できなかったため、財政的に余裕がありますので、当年度分は「会費無し」とし、当年度分を既に振込頂いた会員様には次年度分

とさせていただきます。2014年度から会費1000円を振り込んで頂きますようお願いいたします。なお年度途中の新会員様は、2月1日からの年度切り替え迄が一年に満たない場合でも一年分として整理させていただき、毎

年2月から新年度の会費をお願い致します。別途会計報告をさせていただきます(2013年度分は金額が少ないので2014年度分報告時に合わせて報告したいと思いません)。(湯山) ■

梶井勝人 NHK 会長、百田尚樹、長谷川三千子両 NHK 経営委員の辞任・罷免を求める署名運動へのご協力のお願い

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ 2014年2月28日

皆様 新聞報道でもご承知のように、今、NHKでは、本来なら自主自律の公共放送の先頭に立つべき会長、経営委員が公共放送のイロハをわきまえない言動を繰り返し、国内外からNHKに対する信頼を失墜させる張本人になるという異常な事態が起こっています。

こうした事態を一日も早く克服するには、問題発言を批判されても一向に改めようとしない梶井勝人会長と百田尚樹・長谷川三千子両経営委員を辞任させるしかないと考え、本日から、下記署名用紙に記載した7つの市民団体の呼びかけで、これら3名の罷免、自主的辞任を求める署名運動を始めることにしました。

最終的には10万筆を目標にし、当面、第一次集約日3月15日(土)目標数 5,000筆として、それまでに5,000筆を集めることを目標に運動を行うことにしま

した。皆様のご賛同とご協力をお願いいたします。

署名用紙ダウンロード(NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ用) 以下はネット署名のサイトですが、できるだけ上記署名用紙をダウンロードして自筆署名の上郵送(郵送先は署名用紙末尾にあります)が〒134-0083 江戸川中葛西五郵便局局留 視聴者コミュニティ 渡邊 力 宛 にお願ひします。)して下さるようお願いいたします。『紙署名』は住所・氏名を全て書いて戴きます。安倍首相とそのコピーをNHK経営委員会に届けます。『ネット署名』は郵便番号と氏名を記して戴きます。署名者数の発表に使います。どちらか一つを選択して下さい。可能な限り『紙署名』をご利用下さい。 ■

ネット署名のサイト→ <http://chn.ge/1eySG24>

内閣総理大臣安倍晋三様 百田尚樹氏、長谷川三千子氏をNHK経営委員から罷免するよう求める申し入れ

2014年2月21日

NHK問題大阪連絡会 代表 河野安士
NHK問題京都連絡会 代表 倉本頼一
NHK問題を考える会(兵庫)代表 貫名初子
NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聡

拝啓

私たちはNHKが「健全な民主主義の発達に資するよう」(放送法第1条第3項)放送の充実を図ることを願う立場から、NHKの番組を注視し、公共放送にふさわしい優れた番組は激励し、ふさわしくないと判断した番組には率直な意見、批判を発信する運動を続けている市民団体です。

昨年11月の国会同意人事を経て貴職名でNHK経営委員に任命された百田尚樹氏、長谷川三千子氏の昨今の言動がNHK経営委員としての立場を逸脱したものではないかとの指摘が各方面からなされています。

この件についての私たちの見解をお伝えしたうえで、貴職に対し、後掲のような申し入れをいたします。

百田尚樹氏は東京都知事選の選挙期間中のさる2月3日、都内3か所で田母神俊雄候補の応援演説を行い、公衆の面前で、日本はアジア諸国を侵略したというも南京大虐殺も嘘である、世界の国々は日本を非難しているというのも嘘である、誰が非難しているかという、中国、韓国だけだ、と発言しました。

また、百田氏は応援演説の中で田母神氏以外の候補は「人間のクズだ」と公言したほか、個人用のツイッターで国会議員や他のNHK経営委員を攻撃する品位の

ない書き込みをしたり、女性を蔑視する下品な書き込みを繰り返したりしています。

長谷川三千子氏は、本年1月22日に参議院議員会館講堂で開かれた女性のつどいで、「私は安倍首相の応援団で、経営委員になりました」と自己紹介したほか、朝日新聞社で拳銃自殺した右翼団体の元幹部を礼賛する追悼文を寄せていたことも報じられました。

そもそも、NHK経営委員にも思想・言論の自由が保障されているとはいえ、経営委員は不偏不党、政治的公平・公正を基本原則とするNHKの執行機関を監督する経営委員会の構成員です。そのような個別具体的な職務・権限を考慮すれば、経営委員の言論の自由に一定の制約が加わるのは当然です。現に、「経営委員会委員の服務に関する準則」は、「経営委員会委員は、放送が公正、不偏不党な立場に立って国民文化の向上と健全な民主主義の発達に資するとともに、国民に最大の効用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであることを自覚し、誠実にその職責を果たさなければならない」(第2条)と定めています。

こうした準則は経営委員の職務外の言動には及ばないとの議論があります(経営委員長2月12日記者ブリーフィング「経営委員の言動についての経営委員会見解」)。しかし、NHK経営委員という職にあることが周知された人物が特定の政治家を応援する演説をしたり、経営委員を名乗って自らを「安倍首相の応援団」と公言したりするとすれば、そうした言動がNHKを監督する経営委員の職務の遂行にも及ぶのではないかと

受け取られ、NHKの不偏不党、自主自律に対する国民の信頼を揺るがすのは必至です。現に、百田氏やこの後で述べる長谷川氏の「職務外」の言動に対して内外から多くの批判的意見が寄せられていることは、経営委員の政治的言動には職務内・外の使い分けが通用しないことを意味しています。

また、アジア諸国に対するわが国の侵略の事実と責任を認め、謝罪した村山談話はわが国の歴代政権が踏襲してきた立場であり、アジア諸国と善隣友好の関係を築くために不可欠の歴史認識として多くの国民に支持されてきたものです。いかに言論の自由といっても、何の根拠も示さず、こうした歴史認識を否定し、被侵略国であるアジア諸国民の尊厳を逆なでする発言を繰り返す百田氏の言動は、NHKに対する諸外国の信頼を損なう信用失墜行為と言って過言ではありません。

長谷川三千子氏は一貫して男女共同参画事業に反対してきた人物として知られていますが、それにとどまらず同氏は、民主主義を「難病」ととらえ(『正論』2009年9月号)、「臣民からの、命を惜しまぬ忠君武勇」を引き寄せる「国体の回復」を求める(『伝統と革新』2012年9月)立場から、「すべての国民は、個人として尊重される」という日本国憲法第13条冒頭の一文を敵視する異様な思想の持ち主です(『月刊日本』2013年6月)。一人の研究者として言論・思想の自由が保障されるとしても、このような言説の持ち主が、放送を「健全な民主主義の発達に資するようにする」職務を担うのに不適格であることは明らかです。

以上から、私たちは、百田尚樹、長谷川三千子の両氏は放送法第31条で定められた経営委員としての適格

要件である「公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者」とは到底いえず、両氏の言動は前記の「経営委員会委員の服務に関する準則」第2条に違反するとともに、百田氏の言動は同準則第5条が禁じた「信用失墜行為」に当たるものと考えます。よって、私たちは、百田、長谷川両氏にはNHK経営委員としての職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められることから、貴職に対して、放送法第36条の規定に従って両氏をNHK経営委員から罷免するよう、衆参両院に同意を求める手続きを採られることを申し入れます。

ところで、百田尚樹氏は「安倍晋三総理大臣を求める民間人有志の会」の発起人の一人であり、長谷川三千子氏は同会の代表幹事です。このような事実にも照らすだけでも両氏が貴職の親密関係者であることは明らかであり、社会的にもそのように受け取られています。この意味でも、百田、長谷川両氏がもともとNHKの経営委員たる資質に著しく欠けることを十分認識できたにもかかわらず、両氏を経営委員候補として衆参両院に推挙した貴職の責任は極めて重大であり、私たちはこれに強く抗議し、深い謝罪を求めるものです。

これを機に私たちは、メディアによって監視されるべき政権が、メディアを監視するNHKの監督機関の構成員候補を選考する権限を持つ現行の仕組みを抜本的に改革し、NHKの自主自律を強固なものとする制度改革の運動を推進していく所存です。

敬具

NHK 経営委員会御中 梶井NHK会長の解任を求める申し入れ 2014年1月27日

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聡

貴委員会におかれましては、日頃より、NHKの公共放送として充実をはかるためご尽力されていることと存じます。

梶井会長発言の要旨

1月26日の全国紙各紙朝刊によれば、梶井勝人・NHK会長は25日に開催された会長就任の記者会見で、放送法を順守すると発言する一方で、次の様な発言をしたとのことです。

第一に、NHKが行う国際放送に関し、「領土問題については明確に日本の立場を主張するのは当然のこと。政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない。」

第二に、「従軍慰安婦」問題について、「戦時中だからいいとか悪いとは言いつもりは毛頭ないが、この問題はどこの国にもあったこと」、「韓国は日本だけが強制連行をしたみたいなのを言うからややこしい。お金をよこせ、補償しろと言っているわけだが、日韓条約ですべて解決していることをなぜむし返すのか。おかしい。」

第三に、安倍首相らの靖国神社参拝について、「総理

の信念で行かれた。それをいい悪いという立場には私はない。昔の人は戦争に行くときに『死んで靖国に帰る』と送り出した。こう言う人たちが大勢いる」

第四に、特定秘密保護法の取扱いについて、「一応決まったことをあだこうだ言ってもしょうがないんじゃないか。必要ならやる。あまりかっかすることはない。」

当会の評価

こうした梶井会長の発言は、以下に述べる三重の意味で、同氏がNHK会長職に不適格な人物であることを示したものと考えます。

1. 「放送法」に照らして

「放送法」は第1条3項で、本法の目的を「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」と定め、第4条で「放送事業者は、・・・放送番組の編集に当たっては、政治的に公平であること」を求めています。今回の梶井会長の、現政権の見解を代弁するに等しい



'14.1.31 mainichi
梶井さん、辞表をだすのはあなたでしょ！

一連の発言は、これら放送法の条項に反するものであり、放送法を率先して遵守すべき立場にあるNHK会長としてあるまじき発言です。



2. 「NHK 放送ガイドライン」に照らして

2011年に定められた「NHK 放送ガイドライン」は冒頭で「報道機関として不偏不党の立場を守る」とし、「放送とは直接関係のない業務にあっても、この基本的立場は揺るがない」と定めています。NHKの全役職員の先頭に立って、この不偏不党の立場を堅持すべき会長が、こともあろうに会長就任の記者会見という職務遂行の場で時の政権の立場に寄り添うような発言をすることは、「NHK 放送ガイドライン」に真っ向から反する暴言を吐いたものというほかありません。

さらに、領土問題、靖国神社参拝問題の報道に関する榑井会長の発言は、「政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない」という言葉に代表されるように、政府の見解を追認し、代弁するものです。しかし、「NHK 放送ガイドライン」は国際報道の基本姿勢として、「各国の利害が対立する問題については、一方に偏ることなく、関係国の主張や国情、背景などを公平かつ客観的に伝える」と定めています。この点で、榑井会長の発言はアジア諸国に対する日本の侵略責任を認めた村山談話を無視する一方で、国内でも異論が多い現政権の歴史認識を代弁するものであり、上記の「NHK 放送ガイドライン」に背くものです。また、「従軍慰安婦」問題についての発言は、河野談話によって日本政府の公式見解となり歴代内閣が踏襲してきた立場を真っ向から否定するものです。

加えて、榑井会長の発言は、昨今、日韓・日中両国はもとより、アメリカや欧州諸国からも厳しく警告・批判されている日本政府の偏狭な歴史認識を代弁するものですが、それは「NHK 放送ガイドライン」が定めた「国際平和や、各国国民との相互理解、友好・親善の促進に貢献する」という規定にも逆行するものです。

次に、特定秘密保護法について、榑井氏は、通ったものをどうこういってもしょろがないと発言しましたが、同法案が成立した後に行われた世論調査でも、法案の国会審議が「十分でない」という回答が76%、法案自体に「反対」が51%を占め、「賛成」の24%の2倍以上となっています（「朝日新聞」2013年12月7日調査）。また、同法の修正・廃止を求める意見が合せて82.3%に達しています（「共同通信」2013年12月8・

9日調査）。現に、複数の政党は今国会に同法の廃案法案を提出する準備をしています。

このような世論および政治の状況に照らせば、今回の榑井会長の発言は、「政治上の諸問題の扱いは、あくまでも公平・公正、自主・自律を貫き、・・・視聴者の判断のよりどころとなる情報を多角的に伝える」と定めた「NHK 放送ガイドライン」に真っ向から反しています。

3. 指名部会が合意した次期会長の資格要件に照らして

経営委員会内に設置された指名部会の第8回部会（2013年11月26日開催）会議録によれば、次期会長の資格要件として6点が合意されたと記され、その第1に「NHKの公共放送としての使命を十分に理解している」こと、第3に「政治的に中立である」ことが挙げられています。榑井会長の会長就任会見で一連の発言はこれら両項に背反することは明らかであり、経営委員会が合意した資格要件に照らしても榑井氏はNHK会長に不適格な人物と言わなければなりません。



榑井会長は就任時、理事全員に辞表を提出させ「一般社会ではよくあること」と国会答弁した。東京新聞の調査では45社全部が「そんな事実はない」と回答（'14/3/7）

当会の申し入れ

1. 以上3つのどの観点から検討しても、榑井氏がNHK会長の職に不適格な人物であること、NHKに対する視聴者・国民の信頼を著しく損ねたことは明らかです。

よって、当会は、会長任命機関としての貴委員会に対し、すみやかに榑井氏をNHK会長職から解任するか、榑井氏に辞職を勧告されるよう申し入れます。

2. 会長就任早々、言論・報道機関の責任者としての自覚のなさをさらけ出す発言をするような人物を選任した貴委員会の責任は極めて重大です。なぜ、そのような選任になったのかを徹底的に検証し、審議の模様をそのまま議事録として公開するよう求めます。

3. ここ数年、NHK 会長選考が混迷したり、選任された会長が問題発言をしたりすることによってNHK会長の威信が著しく低下しています。こうした事態を改めるには、現在のNHK会長選考のシステムを、視聴者に開かれた、より透明なものにするよう抜本的に改革する必要があると考えます。その第一歩として、当会はNHK会長選考のあるべき仕組みについて、広く視聴者から意見を求める機会（パブリックコメントや公聴会の開催）を近々に設けるよう求めます。

以上3点の申し入れに関する貴委員会の対応なりご見解を、2月10日までに別紙掲載宛てに書面でご回答くださるようお願いいたします。

以上 ■